

## 第4区分・第5区分の昇給反映の特例について（詳細）

特例の対象となる職員は、次の判定手順により決定する。

## [判定手順]

- ① 当該職員が対象となっている相対評価の全庁での実施区分の平均点と、上位から85%の範囲内の職員の絶対評価点の下限点との差を算出
- ② 当該職員が対象となっている相対評価の所属等での実施区分の平均点から①の点数を減じた点数以上の範囲内に区分されている職員で、第4区分又は第5区分に該当している職員

※懲戒処分等により第4区分又は第5区分に決定された場合を除く。

## (判定例)

- ・ある区分の全庁平均点が3.222点、上位85%の範囲内に該当する職員の下限点が2.985点の場合、その差は0.237点。
- ・各所属の平均点から0.237点を減じた点数以上で第4区分又は第5区分である、⇔の範囲の職員がこの取扱いに該当。

